

九水・九鉄合併交渉顛末

東定, 宣昌
九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13738>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 13, pp.217-226, 1984-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

資料紹介 「九水・九鉄合併交渉顛末」

東 定 宣 昌

日露戦争後、明治四十年代に入り、九州地方の電気業も大きく変貌する。一は一万一千ボルト送電により、山間の水力発電適地と都市需要地間の電気輸送が可能になり、大分県の日田水電会社が福岡県の久留米電灯会社へ電気の卸売を開始したことである（明治三十八年二月二十二日許可、四十年七月十二日開業）。九州地方ではここに始めて電気が県境を越えて輸送されることになった。二は電気化学工業の創設を企図した水力発電による曾木電気会社の設立（明治三十八年三月三日事業経営許可、四十年十月十七日開業）がそれである。

前者の延長上に企図されたのが九州水力電気株式会社である。九州水力電気会社（九水）は明治四十四年（一九一三）に資本金八百万円で設立された。当初の計画は筑後川上流の大分県日田郡中川村大字女子畑ならびに夜明村大字間にそれぞれ三〇〇〇キロワットの発電機六台、一六五〇キロワット発電機六台（両方とも一台は予備）を据付、五万五〇〇〇ボルトの特別高圧線で飯塚まで三〇哩、飯塚から分岐して枝線三七哩を送電し、大分県一郡、福岡県八郡三市に供給しようとするものであった。即ち、五万五千ボルトの高圧送電で、筑豊炭田の炭鉱と八幡製鉄を中心にもさらに工業地帯としての姿をとろうとしていた北九州の工場の電化を目的として設立されたのであった。

ところで九水は明治四十五年（一九一四）七月には博多電気軌道株式会社（博軌）との間で合併仮契約を結び、十一月（大正元年）には通信

大臣の認可を得、同社所有の福岡市内の一部の電灯電力供給権を獲得した。

福岡市内には既に早く明治三十年（一八九七）福岡博多地元有志を主体として博多電灯株式会社が開業（資本金五万円、電氣力一〇キロワット）していた。同社はその後大牟田電灯（明治四十一年三月）、福博電気軌道（同四十四年六月）、を合併し、博多電灯軌道（総資本金一八二万円）となり、さらに広滝水電会社の後身である九州電気（同四十五年六月）を合併して、九州電灯鉄道株式会社（九鉄）と称し、水火併用運輸を確立して福岡県の福岡市以西と佐賀県を供給区域とする県境をこえた大会社に成長していた。

ここに両会社は福岡市という市場をめぐり、激烈な競争に入るようになった。と同時にこの競争回避のために合併が模索されることになったのである。この合併交渉は長期にわたって行われたが、九州電灯鉄道（九鉄）が大正十年（一九二一）関西電気との間で合併仮契約を締結し、翌十一年五月合併して東邦電力株式会社が成立、ついに不成立に終わったものである。その原因は本資料にも示されているごとく、合併の不一致にあったのであるが、両経営者間の感情問題、即ち相互不信感（久留米電灯の日田水電合併問題、博多電気軌道、北筑軌道の九水合併、唐津軌道の九鉄合併による北筑軌道の延長阻止、博多電灯軌道と九州電気の合併問題等）も無視出来ないものであったようである。

両社比較表

	九州水力電気(九水)	九州電灯鉄道(九鉄)
総資本金	11,500,000 円	6,250,000 円
払込資本金	4,589,493 円	3,987,500 円
社債	—	174,700 円
借入金	27,805 円	1,500,000 円
発電所出力	女子畑(水) 12,000 kw	住吉(汽) 2,870 kw
	南畑(水) 750 kw	堅粕(汽) 240 kw
		広滝(水) 1,000 kw
		川上(水) 1,050 kw
		唐津(汽) 120 kw
		大村(瓦) 100 kw
		佐世保(汽) 530 kw
電線路巨長	42.7 哩	508.1 哩
延長	139.0 哩	1,746.8 哩
電灯需要家数	298 戸	57,880 戸
総燭光数	29,724燭光	1,367,852燭光
電力需要家数	14 戸	404 戸
総馬力数	68馬力	3,684馬力
電車軌道延長	8.8 哩	10.2 哩
乗客総数	2,488,828 人	7,962,692 人

出所：『第7回電気事業要覧』 但し、工作物は、大正3年5月末現在

この合併は不成立に終わったのであるが、両社の合併不成立自体がその後のわが国の電気業界の勢力図決定に大きな影響を及ぼしたと、或いは資料は九水側のものであるが、松永安左衛門の電気業経営構想を間接的に窺うことが出来ることから興味深い資料であろう。

参考までに、合併交渉が始まった頃の大正二年の両社の状況を示す諸指標と役員名を掲げておく。

尚、本資料は麻生家文書の中の「九水・九鉄両会社合併二関スル書類」という冊綴（紙・書翰・綴等を綴り、表紙をつけたもの）中に綴り込まれているものである。表紙はなく、九州水力電気会社の片面一三行の罫紙にタイプされている。掲載に際し、読点（、）と並列点（・）を付した。旧漢字は常用漢字に変えようとしたが、多くは旧漢字のままとなった。

九鉄役員(大正2年)

社長	伊丹弥太郎	佐賀	広滝水力、九州電気取締役
常務取締役	山口恒太郎	和歌山	博多電灯軌道社長(福岡日々新聞主筆)
	松永安左衛門		
	田中徳次郎	愛知	九州電気取締役(三井銀行大阪支店長)
取締役	小林作五郎	福岡	酒造業
	中野致明		広滝水力電気社長
	野口忠太郎	福岡	大牟田電灯発起人
	大島小太郎	佐賀	九州電気、広滝水力重役(魚会社社長)
	原庫次郎	福岡	博多電灯監査役(石炭鉱業家)
	中野実	佐賀	九州電気取締役(博多株式取引所理事長)
	監査役	深川喜次郎	佐賀
豊田喜三			博多電灯、同電灯軌道監査役
佐分慎一郎			福岡電軌、博多電灯軌道取締役
吉田久太郎			九州電気監査役
有山寅雄			長岡電灯監査役
相談役	福沢桃介	東京	
	堀三太郎	福岡	石炭鉱業家

九水役員(大正2年6月)

取締役社長	浜口吉右衛門	東京	富士紡績会長(醤油塩問屋)
専務取締役	棚橋琢之助	福岡	富士紡績
取締役	日比谷平左衛門	東京	富士紡績取締役(綿糸商)
	白杉政愛	東京	
	久野昌一	東京	
	麻生太吉	福岡	石炭鉱業家
	森村開作	東京	
	太田黒重五郎	東京	芝浦製作所専務取締役
	中野徳次郎	福岡	石炭鉱業家
監査役	梅谷清一	東京	
	渡辺綱三郎	福岡	博多電灯軌道(商人)
	麻生観八	大分	酒造業
	木村平右衛門	和歌山	浜口吉右衛門 弟
	江藤甚三郎	東京	
	森甚左衛門	大分	日田水電取締役(商人)
	相談役	和田豊治	東京
岸敬二郎		東京	芝浦製作所常務取締役

九水・九鐵合併交渉顛末

一 博軌合併ト地下線電燈問題

九水・九鐵兩社合併ノ動機トモ見ルベキモノハ、大正元年十一月當會社ガ博多電氣軌道株式會社ヲ合併シ、同社ノ權利ヲ繼承シテ福岡市内ニ於ケル地下線電燈工事ニ着手セルコト是也、是ヨリ先キ當會社ト博軌トノ合併ニ異常ナル後援ヲ與ヘタル博多市民會ハ、當會社ノ地下線工事ノ着手ニ對シテ再ビ援助ヲ與フルノ議ヲ決シ、大正二年春更ニ九水地下線電燈後援會ヲ組織シ、自ラ進ンデ當會社ノ爲メニ電燈點火申込書ノ蒐集ニ熱中シ、當會社ノ工事未タ半ニモ達セザル同年六月末日迄ニ約貳萬貳千燈ノ申込書ヲ取纏メテ、之ヲ當會社ニ交付スルノ盛況ヲ見ルニ至リシヲ以テ、九鐵ニアリテハ其牙城タル福岡市ニ於テ強力ナル競爭者ノ出現セルニ周章シ、當時十燭一燈八拾五錢ノ電燈料ヲ、俄カニ當會社ト同値ナル一燈五拾錢ニ激減シ百方氣勢ノ挽回ニ努力シタルモ、市民ノ同情ハ日ヲ經ルニ從ヒ益當會社ニ集中シテ、九鐵ハ極メテ不利ノ位置ニ立ツノ止ムナキニ至レリ

二 合併談ノ提唱

福岡市民ノ兩社ニ對スル景況ハ上記ノ如ク殆ンド熱狂ノ程度ニ達シタルモ東京其他ノ地方ニアリテ直接福岡市トノ交渉ナキ兩會社ノ株主中ニハ、兩會社ガ同一地域内ニ架空線及地下線ヲ以テ營業スルハ資本ノ重複投下ニシテ、當ニ國家經濟上ノ不利益ナルノミナラズ、是ヲ大ナル眼孔ヨリ見ルトキハ、堂々タル大會社ガ蕞爾タル一小地域ニ於テ蝸牛角上ノ爭ヲナシ、互ニ傷クガ如キハ決シテ策ノ得タルモノニアラズ、寧ロ此際兩會社ノ合併ヲ斷行セバ直チニ當面ノ紛爭ヲ根絶シ、併セテ現在及將來共投資ノ重複ヲ避ケ、電線路ノ節約・電力ノ統一及其餘剩ノ活用、其他電鐵

軌道ノ連絡・經費ノ節約等多大ノ利益ヲ得ベシトノ意見ヲ抱クモノアリ、而シテ此議ハ日ヲ經ルニ從ヒテ漸ク勢力ヲ得、畢ニ兩社當事者ヲ動カシテ隱約ノ間互ニ意思ノ相觸ル、モノアリ、偶々和田相談役病後保養ノ爲メ別府ニ西下セラル、ノ途次、松永・梅谷ノ二氏ハ同氏ヲ下之關ニ迎エテ會見ヲ遂ケ、始メテ合併ニ關スル大体ノ意見ヲ交換セリ、次テ九鐵ハ松永・田中兩氏當社ハ梅谷氏共ニ和田相談役ヲ別府ノ旅館ニ訪問シ、互ニ合併ニ關スル意見ノ交換ヲ行ヒタル結果、兩者ノ意見稍々合致スルモノアリシヲ以テ、近ク兩社重役相携ヘテ東京ニ會シ更メテ熟議スルコトニ決定セリ、之ヲ兩社合併交渉ノ發端トナス、時ニ大正二年九月也

三 合併交渉ノ開始

別府會見ノ結果ニ基キ、其翌十月當社ヨリハ棚橋、梅谷、兩麻生、中野諸氏上京シテ重役會ニ合併談開始ノ顛末ヲ報告シタル處、重役會ニ於テハ相當ノ條件ナラバ合併實行ヲ可ナリトシ、至急合併要目ヲ調査シテ交渉ヲ進涉スルニ決シタルヲ以テ、前記諸重役ハ一方九鐵ヨリ上京中ノ松永氏及福澤桃介氏ト數次會見シテ協議ヲ進メ、交渉ノ圓滿ヲ期スル爲メ豐川良平氏ヲ調定者ニ推シテ其快諾ヲ得タリ、依テ兩社重役ハ更ニ合併ニ關スル申合案ヲ概定シ、之ヲ豐川氏ニ提出シテ同氏ノ公平ナル裁定ニヨリ成案ヲ得タルニ付キ、當社ハ同案ヲ重役會ニ附議シテ同意ヲ得、十一月三十日ヲ以テ九鐵重役トノ間ニ申合書及附帶覺書ノ調印及交換ヲ完了セリ、其大要ヲ示セバ次ノ如シ

一 大正三年四月末日ニ於テ實現スベキ兩社ノ資産勘定ニ基キ合併ヲ實行スル事

二 兩社株主ノ引受株數ハ、合併後成立スル新會社ハ確實ニ年壹割ノ配當ヲナスコトヲ標準トシ、兩社計算書ニ基ク利益配當ノ過不足ニ比例シテ分割スル事

三 合併交渉中九水ハ地下線工事ヲ中止シ、九鐵ハ其經營ニ屬スル後

藤寺電燈株式會社ノ株式ヲ九水ニ讓渡シ、尚ホ九鐵重役個人トシテ關係ヲ有スル若松電氣株式會社ノ株式ヲ別契約トシテ九水ニ讓渡ス事

四 合併申合書一部ノ實行

合併申合書大要第三項中若松電氣株式會社ニ關シテハ、申合書ノ調印ト同日付ヲ以テ株式讓受渡契約書ニ調印シ、同年十二月二十五日同社株式九鐵關係ノ部分ノ引受ヲ完了スルト共ニ、當會社ハ直ニ地下線ノ工事ヲ中止シ、次デ同月末日ヲ以テ九鐵ヨリ後藤寺電燈株式會社株式ノ讓渡ヲ受ケ、引續キ若松・後藤寺兩會社ノ營業ヲ完全ニ繼承セリ

五 合併交渉ノ經過

合併申合書大要第一項及第二項ニ關シテハ、兩社各重役中ヨリ調査委員ヲ定メテ慎重事ニ從フコトニ申合セ、大正三年一月九鐵側ハ田中・松永兩氏、九水側ハ棚橋・梅谷・麻生(觀)三氏ヲ合併委員ニ選定シテ相互ニ資産狀態ノ調査ニ着手セリ、而シテ同年九月ニ至リ双方ノ調査略終了シタルヲ以テ、茲ニ兩社合併委員ハ上京シテ、愈々申合書ノ骨子タル第一項及第二項ニツキ協議ヲ開始シ、其順序トシテ先ヅ計算ノ基礎タルベキ營業收支ノ單位電燈一燈ノ經費及利益幾何、動力一馬力ノ經費及利益幾何等ヲ協定シ、此基礎ニヨリテ算出シタル配當歩合ニ基ク引受株數割當ノ協定ニ移リタル處、九鐵側ハ專ラ現在ノ實勢ニ重キヲ置キ、九水ハ現投資ニ對シ近キ將來ニ實現スベキ利益ヲ打算シ、各引受株數ノ割合ニ關スル主張ヲ異ニシ、兩々相持シテ降ラズ、斯ノ如クシテハ到底圓滿ナル協定ヲ見ル能ハザリシヲ以テ、遂ニ調定者タル豐川氏ノ意見ニ服シ、九水ノ投資ニ對スル利益ノ實現ヲ待ツ可ク、向フ壹ヶ年即チ大正四年十一月三十日迄合併ノ協定ヲ延期スルコトニ決定セリ、然ルニ其後兩社共互ニ同業數會社合併ノ擧アリ、爲メニ其ノ資産ニ大異動ヲ生ジ、合併計算愈々

複雑ヲ極メ到底急速ニ整理シ難キヲ以テ、大正四年十二月兩社重役東京交詢社ニ會合シ、更ニ兩社合併ノ協定ヲ更ニ向フ壹ヶ年(即チ大正五年十一月迄)延期スルコトニ決定セリ

六 交詢社申合

合併ノ交渉ハ前記ノ如ク延期シタルモ、今回ハ從來ノ如ク漫然合併ノ時期ヲ待ツ事ナク、先ヅ合併ノ前提トシテ兩社共營業上共通ノ利益ニ關シテハ隔意ナク協商スル事ヲ申合セ、其席上合併實行前ニ於テ双方誠意ヲ以テ施行スベキ項目ヲ協定シ、之レガ字句ハ調印ノ際當事者ニ於テ相當修正ヲ加フベキコトヲ約シ、越ヘテ五年一月九鐵松永・田中兩氏來社、棚橋・梅谷兩重役ト會合シ、曩ニ交詢社ニ於テ協定セル草案ニ對シ字句ニ修正ヲ加ヘ協定書ノ成案ヲ調成シ、双方速カニ調印ヲ結了スベキコトヲ約シタリ、依テ當社ハ之ガ淨書調印ヲ爲シ先方ニ調印ヲ求メタルモ、九鐵側ニ於テハ或ハ重役不在或ハ事故アリト稱シ應諾セザリシヲ以テ、一月十五日麻生「太」氏ハ九鐵田中氏ニ會見ヲ求メ調印ヲ督促セシ處、田中氏ハ異議ナク之ニ同意シ、松永氏ノ歸福ヲ待ツテ實行スベシト明言セルモ、其後當方ヨリノ申出ニ付キテハ之ヲ回避スルモノ、如ク、遂ニ要領ヲ得ルニ致ラズ、然ルニ同月十七日ニ至リ、九鐵ヨリ調印ニ先チ双方社員中ヨリ委員ヲ定メテ、先ヅ協定事項ノ實施ニ付キ細目ノ打合ヲナシタシトノ提議アリ、此時九鐵松永・田中兩氏ハ提議ノ儘他ニ出張シタルヲ以テ、當方ハ飽迄穩當ヲ旨トシ此議ニ同意シ、同月廿七日ヨリ兩社委員(社員數回會合協議ヲ重ネ、翌月十五日ニ至リタルモ細目ニ付キ双方ノ主張一致セザルモノアリ、結局其顛末ヲ夫々兩社重役ニ報告シテ裁定ヲ請ヒタルガ、其協議中ニ於テ前ニ當方ヨリ淨書調印ノ上回付シタル協定書ニ先方ノ調印ヲ了シ、二月一日ヲ以テ當方ニ交付アリタリ、其全文左ノ如シ

協 定 書

九州電燈鐵道株式會社

取締役社長 伊丹彌太郎

九州水力電氣株式會社取締役社長 日比谷平左衛門 (以下單ニ甲ト稱ス)

ト九州電燈鐵道株式會社取締役社長 伊丹彌太郎 (以下單ニ乙ト稱ス) ト

ノ間ニ左ノ件々ヲ申合セ、互ニ誠意ヲ以テ其實行ヲ期スルモノトス

一、博軌(九水會社電車) 福博(九鐵會社電車) 兩電車ノ乘入及切符ノ

連絡發行ヲナスコト

二、北筑軌道ヲ延長シ濱崎ニ於テ唐津軌道ヲ連絡方法ヲ講ズルコト

三、兩會社電力ノ共通ヲナスコト

四、兩會社同一區域内ノ電力ノ販賣並ニ供給ニ付テハ兩會社ニテ協議ヲ

ナスコト

五、乙會社ハ別紙圖面ニ赤色ヲ以テ表示シタル區域内ノ營業權ヲ甲會社

ニ讓渡シ、其架空線ノ撤否ハ甲會社ノ任意トシ、右區域外ノ甲會社

地下線布設權ハ速ニ之ヲ放棄スルコト

但官廳ニ對スル手續ハ双方遲滯ナク完了スルモノトス

六、兩會社所有ノ交錯セル地所ハ交換其他ノ方法ニヨリ整理シ是レガ利

用ヲ謀ルコト

七、前六ヶ條ノ實行ニ伴フ細則ハ双方無遲疑之ヲ協議作成シ、尚兩會社

間ニ於テ相互ノ利便ヲ達シ、競争ノ弊ヲ防グベキ事項ヲ見出シタル

時ハ、兩會社當務者ニ於テ直チニ協議ヲ爲スベキモノトス

右本書貳通ヲ作り各自之ヲ所有スルモノトス

大正五年壹月參拾壹日

東京市日本橋區小網町參丁目七番地

九州水力電氣株式會社

取締役社長 日比谷平左衛門

右代理

專務取締役 棚橋琢之助

福岡市東中洲町五十二二十三番地

七 地下線敷設區域讓受渡ノ督促

地下線區域電燈營業權ノ讓受渡ハ交詢社ニ於ケル協定書ニモ明記サレ居

ルヲ以テ、當會社ハ直ニ之ヲ實行スル事ト思考シタルモ、官廳ノ認可申

請ノ案文ニ關シ疑義ヲ生シタルヲ以テ、監督廳タル九州遞信局ニ指示ヲ

乞ヒ其内示ニヨリテ認可申請書ヲ作成シ、大正五年五月三日付ヲ以テ九

鐵ニ交付シ調印ヲ求メタルモ、九鐵ニ於テハ應諾セザルノミナラズ、申

合ノ全部ニ對シ依然トシテ實行ノ模様ナク、殊ニ田中氏ノ如キハ、兩社

合併ヲ實行スルニ於テハ斯ノ如キ實行困難ナル協定書ニ付面倒ヲ見ルノ

必要ナク、此事ニ關シテハ既ニ己ニ棚橋專務モ同意セリト稱シ、當方數

次ノ交渉ニ對シ毫モ誠意ヲ示サザルヲ以テ、六月十二日梅谷氏ハ松永氏

ヲ訪問シ、双方自己ノ意見ノミヲ固執スルニ於テハ到底事局ニ對シ圓滿

ノ發展ヲ見ル能ハザルヲ以テ、合併ノ前提タル交詢社協定事項ヲ遂行ス

ル方寧口合併實限ノ捷徑タルベシト力説シ、田中氏ノ合併突進ノ意見ヲ

駁シタルニ、松永氏モ此議ニ贊シ田中氏ヲ同意セシメタル上、同月十四日

松永・田中・棚橋・梅谷四氏福村家ニ會合シ、其席上ニテ田中氏ヨリ依

然自説ノ主張アリシモ遂ニ之ヲ排シ、結局協定事項ヲ實施スルニ決定シ、

兩社々員ノ報告書ニ基キ逐條審議ノ上多少取捨ヲ加へ、一ツキノ覺書

(松永執筆)ヲ作製シテ即時調印ヲ了シ、之レカ實施ノ方案ハ交互作製

交換ノ上更ニ協議スル所アルベシト約シタリ、覺書全文如次

協 議 書

第一、兩電車乘入ノ件

運輸連絡ヲ主トセズ、經濟的共同ヲ主トシ、一組合ヲ作りテ之ニ經

營ヲ委託スルコト

運輸ノ連絡ハ自然ノ結果トシテ此組合ニテ極マルモノナリ

右ニ付左ノ調査ヲ至急ニ進捗セシムルモノトス

一、兩車運輸回數・乗客數・乘車賃・雜收入、保線、保軌、現業員費
監督費・電力料各修繕費ノ明細統計(最近壹年)ヲ兩社ヨリ提出
スルコト

一、資産ノ明細

第二、連絡切符ノ件

ハ第一項ノ方案定リ次第決定セシムルコト

第三、北筑延長ノ件ハ

九水ニテ連絡線出願中ニ付、許可次第九水ニテ施工ノ筈ナルモ、
目下唐津糸島人ニテ福唐線企畫中ニ付、其様子ニテ更ニ協議スル
コト

協定書第三項兩會社電力ノ共通ヲ爲スコト

(1) ハ委員協議書通り

(2) ハ久留米九鐵サイクル「五十」トアルヲ「五十」又ハ「六

十」ト改ム

(3) (4) (5) 項原案通り

尚此末項ニ左記ヲ附記シテ即時實行ニ着手スルコト

「右各項ハ本年十一月ニ舉行セラル、大演習前ニ竣工シ、各電氣ノ安
全ヲ期スルモノトス」

更ニ此項中ニ附記ス

久留米ニ於ケル九水電力ノ供給ハ電燈料ノ半金ヲ收入セルガ、將來
電燈料金ノ低下ノ場合モアルベク、且ツ九水ハ僅々五千燈位ノ供給
ヲ目安トスルハ大動力會社タル立場ヨリモ如何カト思ハル、ニ付、
此際九水ニテ久留米ヘメートルニテ供給シ、最低需用高ト料金トヲ
九水ヨリ九鐵ニ提案協議スルコト

第四項 兩會社同一區域内ノ電力ノ販賣並ニ供給ニ付テハ兩會社ニテ協

議ヲ爲スコト

(1) 委員ノ字句ヲ左記ヲ訂正スルコト

「兩會社協議ヲ遂ゲ電線路其他建設費ノ安キ方ニテ供給スルモノト
ス、但シ其會社ニテ電力不足ノ場合ハ一方會社ヨリ供給ヲ受クルモ
ノトシ、其料金ハ之ヲ協定スルモノトス」。

(2) 猪野銅山ノ件ハ一應之ヲ削除シ、別ニ兩會社ニテ協議スル
モノトス

地下線電燈區域ニ於ケル小口動力ハ兩社ニテ各立案シ、別ニ協定ナスモ
ノトス

九鐵ガ他ノ區域ニ送電ヲナスガ爲メ地下線供給區域ヲ通過スル三千五百
「ヴォルト」線ハ、電線及其支持物ハ九鐵ニ於テ所有スルモノトス、電
燈及電線路ノ受授及電柱ノ共用ニ付テハ別ニ協定ヲナスモノトス

未收入(地下線供給區域)金ハ九鐵ヨリ調査書ノ提供ヲナシ、是ニヨリ
承繼方法ノ協議ヲナスコト

一土地ノ件(第六項)ハ委員協定ノ通りタルコト

大正五年六月十四日

松永安左衛門

田中徳次郎

梅谷清一

棚橋琢之助

其後當方ヨリハ約ヲ履ンデ協議事項實施方案ヲ作成シテ之ヲ九鐵ニ交付
シ、先方方案ノ回示ヲ求メタルモ、九鐵ニ於テハ重役常ニ不在勝ニシテ
是亦今日迄之ガ回示ヲ見ルニ至ラズ

然ル二十一月八日ニ至リ九鐵ヨリ一社員來社シ、合併延期モ當月限ニ付
此際貴社ノ内容ヲ示サレ度旨突如トシテ申出アリタルヲ以テ、梅谷氏ハ之
ニ對シ、當社ハ貴社ノ責任者ヨリ未ダ曾テ内容調査ノ着手ニ關スル何等
交渉ヲ受ケタル事ナク、又合併ノ前提タル交詢社協定書及ビ六月十四日

貴社重役トノ協定ニ係ル事項ノ實行ヲ爲サズシテ、一躍直ニ合併ノ準備タル計算ノ調査ニ着手セントスルハ本末ノ順前後ノ序ヲ誤レルモノニアラザルカ、如斯貴方ノ要求ニハ直ニ應諾シ難キヲ以テ、此旨ハ貴方重役ニ一應復命セラレタシト告ゲ、尚ホ其翌九日同氏ハ九鐵ニ松永・田中兩氏ヲ訪ヒ前日ノ意見ヲ縷述シタル處、田中氏ハ勿論此度ハ松永氏モ亦口ヲ極メテ合併斷行ハ今日ヲ以テ最好ノ時期ナル旨力説シ、然ラバ何故ニ交詢社ノ協定及ヒ六月十四日ノ覺書ニ同意調印セシヤトノ難詰ニ對シテハ、右ハ其場ノ行懸上同意シタルニ過ギズ、且合併時期ノ切迫セル今日此ノ如キモノヲ實行シ得ベキモノニアラズト答へ、全然從來ノ態度ヲ豹變シテ協定書ヲ無視シタル答辨ナリシヲ以テ、梅谷氏ハ反覆其不都合ヲ難シタルモ要領ヲ得サルニ付、遂ニ此交渉ハ無効ナルヲ認め他日ノ會見ヲ約シテ引取り、同月十七日當社營業部ニ九州重役協議會ヲ開キ、梅谷氏ヨリ對九鐵交渉ノ成行ヲ報告シ、今日ノ狀況ニテハ交詢社協定及ヒ六月十四日ノ約束ハ到底實行ノ望ナキ旨ノ意見ヲ述べラレタルニ對シ、中野・麻生（太）兩氏ヨリ當事者トシテノ表面ノ交渉ハ之ヲ以テ打切りトスルモ、余等八個人トシテ今一應九鐵當局者ト折衝シ、其上ニテ最後ノ態度ヲ決定スル方可ナルベシトノ申出アリ、一同其意ヲ諒トシ此議ニ同意セリ、依テ同月二十一日麻生・中野・梅谷三氏ハ松永・田中兩氏ト會見シ、更ニ意見ノ交換ヲ爲セシモ、松永氏ハ唯前説ノ如ク今日ヲ以テ合併斷行ノ好時期ナルヲ力説シ、交詢社協定書ノ實施遲延シタルハ全ク余等ノ責任ニシテ、其罪過ハ何人ニ對シテモ陳謝スルヲ辭セズ、然レドモ合併ニシテ斷行サルレバ本問題ノ如キハ全ク其必要ヲ認めズ、若シ不幸ニシテ合併不調又ハ延期トナルコトアラバ、其後ニ於テ兩社相共ニ善後策ヲ講ズルモ晩カラズトノ意見ヲ縷陳シ、且兩人共近ク上京ノ筈ナレバ、彼地ニ於テ合併談ヲ進行シタシトノ申出アリシヲ以テ、三氏ハ貴方ノ旨趣ハ一應之ヲ本社ニ報告スベシトノミ答へ、窮極ヲ見ルニ至ラズシテ散會セリ

右大正五年十二月二十日記ス、其後ハ對九鐵交渉日誌ニ詳ナリ

對九鐵交渉日誌

大正四年十二月一日

一、東京交詢社ニ兩社重役會合、兩社ノ合併ヲ大正五年十一月迄延期シ、之レト同時ニ其合併ノ前提タルベキ諸般ノ事項ヲ協定シ、且兩社各般ノ營業ニツキ和衷協同ノ申合セヲ爲シ、其ノ協定書ハ兩社常任重役歸福ノ上、字句ヲ鍛練シ成文トシテ互ニ交換ノ事ニ申合セタリ

大正五年一月十二日

一、九鐵松永・田中兩常務來社、樓上ニテ棚橋・梅谷兩重役ト會見、交詢社ノ協定ニ基キ作文作製ニ付キ、協議ノ上原文ヲ調成セリ

一月十五日

一、十二日双方協議ノ上成案トセシ交詢社協定書ニ調印ヲ迫ルコト數次ニ及ブモ、九鐵重役ハ或ハ不在或ハ急用アリト稱シテ會見ヲ回避セラルヲ以テ、麻生取締役ニ交渉ヲ囑托セシ處、同取締役ハ本日午後直方町ノ宴會ヨリ急遽出福、九鐵田中常務ニ會見ヲ申込ミ、同夜田中常務麻生氏宅ヲ訪問アリ、同氏ノ懇談ニ對シ田中氏ニ於テハ異議無ク協定ニ同意セラレシモ、松永不在ノ爲メ延引セルノミナレバ、松永モ明日歸福スルヲ以テ早速調印致スベシト確答セリ

一月十六日

一、前夜麻生氏宅ニ於ケル田中氏トノ約束ニヨリ、村上書記九鐵ニ出頭シタル處、重要ナル會議アリトテ面會ヲ得ザリシ

一月十七日

一、村上書記再ビ九鐵ヲ訪問シタルモ兩常務不在、河津支配人ヨリ松永氏ノ傳言ナリトテ、協定書ノ調印ハ異議ナキモ、目下重大問題ニテ取込中ナルヲ以テ調印ハ後日ニ譲リ、先ヅ兩社員中ヨリ委員ヲ選定シ協定事項ノ實施ニ關スル細目ノ協議ヲナシ度シトノ提議アリ

兩常務ノ行先ヲ追ヒ、辛フジテ博多驛ニテ兩氏相携ヘテ乗車セントスルニ會シ調印ヲ迫リタル處、唯今急用ニテ松永ハ大阪、自分ハ別府ニ出張ノ際ナレバ、萬事ハ委員ノ協議ヲ待チ直ニ實施ニ入ルノ準備ヲ完了シテ調印スルコトニ致度旨申殘シ、其儘發車セリ、依テ此旨專務並ニ麻生取締役ニ復命シ、九鐵ノ提議ヲ容レ委員ノ氏名ヲ公文ニテ九鐵ニ通知セリ

一月二十七日

一、本日ヨリ兩社委員會合、協定書ノ逐條審議ニ入ル

二月十五日

一、兩社委員會終了報告書ヲ兩社重役ニ夫々報告セリ

此日九鐵ヨリ一月三十日付交詢社協定書ノ調印濟正本壹通ヲ交付サル

五月三日

一、委員協議終了後モ九鐵ニテハ毫モ實施ノ誠意ヲ示サズ、荏苒日ヲ經ルヲ以テ、當社ハ九州遞信局ノ内示ニ基キ地下線區域讓受渡並ニ區域外ノ地下線權利放棄ニ關スル認可申請書ヲ作製、調印ヲ求ムル爲メ九鐵ニ交付セリ

六月十二日

一、九鐵ニ對シ數回交渉シタルモ、兩重役ノ内或ハ一人或ハ二人共不在ニテ面會ヲ得ズ、不得要領ニ付棚橋專務田中氏ヲ訪問セシ處、根本問題タル合併ヲ斷行スルノ利益ヲ力説シ、合併ダニ成立スレバ本協定ノ如キハ何等ノ必要ナキニ非スヤト主張シ、遂ニ決答ヲ得ズ分袂サレタルガ、田中氏ハ棚橋氏が自說ニ同意サレタリト稱シ、當方數次ノ督促ニ對シ毫モ應諾ノ模様ナキヲ以テ、本日梅谷氏ハ松永氏訪問協定ノ實施ハ即チ合併ノ前提ニシテ、既ニ交詢社ニ於テ双方合意協定シタル今日ニ及ビ、之ヲ實行セズシテ直ニ合併談ニ入ラントスルハ前後ノ序ヲ誤リ、却ツテ合併ノ促進ヲ妨害スルモノナリト主張

シ、松永氏ノ同意ヲ得テ十四日兩社重役會同協議スルコトニ決セリ

六月十四日

一、棚橋・梅谷兩氏ハ九鐵松永・田中兩常務ニ會見、田中氏ハ依然自說ヲ主張シテ協定書實行ノ必要ヲ唱ヘタルモ、當社兩重役ノ反駁ニヨリ遂ニ松永氏モ田中氏ヲ緩和シ、結局委員協定報告書ニ基キ更ニ協定書(松永氏執筆)ヲ作製シ散會セリ

七月十二日

一、九遞局長ノ召命ニ依リ當社ハ梅谷九鐵ヨリハ田中氏熊本ニ出張、官邸ニ於テ局長ニ面會、兩社ハ今ヤ誠意ヲ以テ合併ニ關スル準備中ニテ、且ツ從來ノ懸案タル地下線ノ件モ其授受ニ關スル方法等協議中ニ付キ不日解決致スベキ旨ヲ陳述セシ處、局長ヨリ可成速カニ解決ヲ望ム旨懇諭アリタリ

九月二十六日

一、當方ヨリハ度々會見ヲ申込ムモ、九鐵常務ハ免角不在勝ニテ面會ヲ得ズ、依テ梅谷常務ハ田中氏ノ同意ヲ得テ、在京中ノ松永氏ニ都合次第二テ自分上京スベク何時迄其地ニ滞在スル哉ト電報ニテ照會セリ

九月二十七日

一、松永氏ヨリ梅谷常務宛「電見タ、我明日立ツ、田中歸リタ、同氏ニ交渉アリタシ」ト返電アリ

十月六日

一、六月十四日會見、當日ノ申合セニ基キ當會社ノ協定事項ニ對スル意見書ヲ九鐵ニ提出シタリ

十月二十一日

一、田中氏大阪ヨリ佐賀行ノ途中ヲ要シ、梅谷常務ハ博多驛ニテ同氏ニ面會、明日同道上阪松永氏ト協議スル事ニ申合セタリ

十月二十四日

一、梅谷常務ハ松永氏ニ面會ノ爲メ本日上阪ノ途ニ就カル、麻生・中野
兩重役及九鐵田中氏同車、四氏協議ノ結果松永氏ノ歸福ヲ待ツニ決
シ、梅谷氏ハ下之關ニ下車

十一月八日

一、九鐵社員來社、合併ノ延期ハ當月迄ナリ、就テハ貴社ノ近狀ヲ承知
致度旨突然トシテ申出アリ、梅谷常務ヨリ當社ハ貴社ノ責任者ヨリ
未ダ曾テ内容調査ニ關スル交渉ヲ受タル事ナシ、又合併ノ前提タル
交詢社協定書ノ實行ヲナサズシテ直ニ合併談ニ入ラントスルハ、本
末ヲ誤レルモノニ付再考アリ度旨警告ヲ與ヘタリ

十一月九日

一、梅谷常務九鐵ヲ訪問、松永・田中兩氏ニ會見シタル處、田中氏ハ勿
論松永氏モ亦今日ヲ以テ合併ノ好時期ト認ムルヲ以テ、直ニ根本ノ
合併ヲ斷行スルヲ利益トス、交詢社協定ノ如キハ時ノ行掛上同意シ
タルニ止リ、今日之ヲ實行スルノ意思ヲ有セズト明言シタルヲ以テ、
梅谷常務ハ田中氏ノ自説主張ハ免モ角、松永氏ノ今日ノ言ハ頗ル意
外トスル處ニシテ、其反覆常ナキヲ詰リ、交詢社協定事項ノ實行ハ
合併ノ前提ナルガ故、合併ノ速成ヲ望マバ寧ロ其前提ヨリ解決スル
ノ順序ナラズヤト説明シタルモ、先方ハ前説ヲ主張シ遂ニ不得要領
ニ終リタリ

十一月十七日

一、麻生・中野・長野・梅谷取締役、麻生・森監査役營業部ニ來會協議
會ヲ開キ、梅谷常務ヨリ對九鐵交渉ノ成行ヲ詳細報告シ、結局九鐵
會社ハ交詢社ニ於ケル協議事項ニ對シ毫モ實行ノ意志ナク、到底平
和ノ解決ヲ望ムベカラザルベシト附言セシ處、麻生・中野兩氏然ラ
バ自分等ニ於テ個人トシテ今一應九鐵當局者ト折衝シテ最後ノ態度
ヲ決メ度旨申出アリ、一同此議ニ贊シテ散會

十一月二十一日

一、本日麻生・中野・梅谷三重役ハ九鐵松永・田中兩氏ト會見、互ニ意
見ノ交換アリ、松永氏ハ今日ヲ以テ合併實行ノ最好時期ナルヲ力説
シ、交詢社協定書ノ實施遲延ハ全ク自分等ノ責任ニシテ、其罪過ハ
何人ノ前ニ於テモ陳謝スルヲ辭セザルモ、合併ニシテ斷行サルレバ
本問題ノ如キハ全ク其必要ヲ認メザルモノナリ、依テ是非共合併斷
行ニ努力サレ度、而シテ御同様ニ充分努力シタル上ニ於テ合併延期
トナリ、或ハ不調ニ歸シタル場合ニハ、其時こそ始メテ兩社相共ニ
善後策ヲ講ズル時ナリト主張シ、吾々兩人共近日上京スベキニ付、
可成ハ東京ニ於テ合併談ヲ進行シ度シトノ懇談アリタリ、當方三名
ハ其旨趣ヲ本社ニ報告スベシト答へ解散シタリ

十一月二十五日

一、東京ニ於テ當社中野取締役ハ九鐵松永常務ト會シ、架空線授受ノ實
行ヲナスニ非ザレバ合併談ヲ進行シ難キ旨ヲ述べ、再考ヲ求メタリ

十二月三日

一、當社麻生取締役モ亦九鐵松永常務ニ會シ、地下線布設區域ニ於ケル
架空線授受ヲナサズシテ、一躍合併談ヲ進行セントスルハ頗ル困難
ノ事情アルガ故、合併ノ速成ヲ望マバ速ニ架空線ノ授受ヲ決行スル
方得策ナラント力説セシ處、松永氏ハ尚熟考ノ上返答スベシトノ事
ナリシ

十二月四日

一、九鐵松永常務當社麻生取締役ヲ來訪ノ上、合併ヲ實行スルトセバ地
下線ノ如キハ問題ニ非ズ、速カニ合併談ヲ進行サレ度トノ返答アリ
タルヲ以テ、麻生取締役ハ松永常務トノ交渉ヲ打切り、此上ハ社長
伊丹氏ニ面會ノ上九鐵會社ノ眞意アル處ヲ知ラント欲シ、伊丹氏訪
問ノ爲歸途ニ就ク事トナレリ

十二月九日

一、麻生取締役ハ福岡ニ於テ九鐵田中常務及山口取締役ニ面會ノ上、東

京ニ於テ松永常務會見セル顛末ヲ語り、此上ハ唯伊丹社長ニ面會シ、九鐵最後ノ意見ヲ髓メル外ナキ旨ヲ語り、同氏ト會見方ヲ依頼シタリ

中野氏ハ直ニ伊丹・田中兩氏ヲ九鐵會社ニ訪ヒ其旨返答セリ
以上

十二月十一日

一、九鐵田中常務ヨリ伊丹社長十二日福岡ニ出デ面會スベシトノ電報アリタリ

十二月十二日

一、伊丹氏ヨリ田中氏ヲ以テ據處無キ差支出來セシニ付キ十三日往訪スベシトノ通知アリタリ

十二月十三日

一、伊丹九鐵社長當社麻生取締役ヲ訪問セシニ付キ、麻生取締役ヨリ東京ニ於テ松永常務ト會見ノ顛末ヲ語り、合併ヲ進行セント欲セバ、先ツ合併ノ前提タル地下線敷設區域内ニ於ケル架空線ノ授受ヲ爲ス方寧ク捷徑ナラント理由ヲ述べ、九鐵會社ノ熟考ヲ求メタレ共、伊丹氏モ亦松永氏ト同意見ナリシニ付、此上交渉ノ餘地ナキ旨ヲ告ケタリ、同日伊丹氏ハ田中氏ト共ニ當社中野取締役ヲ來訪セラレ、本日麻生氏ニ會見セシモ、同氏ハ地下線敷設區域内ニ於ケル架空線ノ授受ヲ決行スルニ非ラザレバ合併談ヲ進行シ難シトノ事ナリシモ、兩社合併ノ上ハ一會社ノ所有ニ屬スルモノナルガ故、今更ラ繫雜ナル讓受ノ手續ヲナス必要無之モノニ付、是等無用ノ手續ヲ避ケ直ニ合併談ヲ進行致度、而シテ合併ハ今日ヲ以テ最良ノ時期ト認ムルニ付キ、何卒貴下ノ御盡力ヲ煩シ度シトノ懇談アリタリ、依リテ中野取締役ハ一應在地方ノ同僚トモ圖リ追テ返答スベキ旨ヲ答ヘタリ

十二月十四日

一、中野取締役ハ在地方當社重役ニ對シ、前日伊丹九鐵社長來訪會談ノ顛末ヲ報告アリ、依リテ一同協議ノ上、當社ハ依然前說ノ通り事ノ順序ヲ無視シタル相談ニハ應スル能ハサル旨ヲ返答スル事ニ決シ、